

## 平成30年度 第3回 熊本市障害者施策推進協議会

○ 日 時

平成31年2月21日（木）午後2時

○ 会 場

熊本市総合保健福祉センターウェルパークまもと大会議室

○ 出席者

相藤会長、一門副会長、市原委員、勝本委員、熊川委員、興柁委員、古賀委員、潮谷委員、多門委員、中山委員、永友委員、西委員、日隈委員、福島委員、松村委員、水田委員、宮田委員

○ 欠席者

田中委員、早咲委員、丸住委員

○ 議事次第

1 開会

2 議事

(1) 熊本市障がい者生活プランの策定について

(2) 大規模災害発生時の「福祉子ども避難所」の設定について

3 閉会

### 議事

進行	1 開会 ただいまから、平成30年度第3回熊本市障害者施策推進協議会を開会いたします。本日は、田中委員、早咲委員、丸住委員よりご欠席のご連絡をいただいております。 それでは協議会の議事に移らせていただきます。これからの進行は相藤会長にお願いします。
相藤会長	ただいまより、議事に入ります。 まず、議事（1）熊本市障がい者生活プランの策定について、事務局から説明をお願いします。
事務局	(1) 熊本市障がい者生活プランの策定について 資料の説明に入る前に、本プランについては、前回11月のこの会議

において素案の説明を行っています。

その際に、皆様からいただいたご意見につきまして可能な限りプランに反映させております。また、その後の各種会議で寄せられたご意見についても反映させております。

さらに、庁内においても、障がい分野に関する部署だけではなく、庁内全体で総合的に進めていくため、関係部署とのヒアリング等も行いながら、プランの内容の拡充、見直しを行っているところです。

本日配布している資料にもありますが、1月の下旬から約1ヵ月間パブリックコメントの募集を行い、18日に締め切ったところです。委員の皆様にはパブリックコメント開始時に、プランの素案を送付し、既にご意見をいただいたところです。パブリックコメントで寄せられたご意見については、資料3にまとめておりますので、後ほど説明いたします。

では、前回11月の会議後の主な変更点について説明します。資料2「熊本市障がい者生活プラン（案）【新旧対照表】」をご覧ください。11月時点の内容と、パブリックコメント後の変更を新旧対照表にしております。

まずは、名称が「障がい者プラン」から「障がい者生活プラン」に変更しています。障がいのある方の生活に視点を置くということが非常に重要であって、それに即した形で熊本市としてこのプランに取り組んでいきたいと、そういう考え方から「生活」という言葉を加えています。

資料の1ページをご覧ください。「2 計画の基本理念」について、障がいのある方が生涯においてどのような機関やサービスが関わっていくかイメージできるように、というご意見がありましたので、イメージの図を加えています。素案の3ページから4ページをご参照ください。

続いて、4番目の項目です。素案の5ページから6ページの計画の基本目標です。今回新たに検証指標を追加しています。

資料2の2ページの上から4番目の項目です。素案の19ページ「1-（1）障がい及び障がいのある人に対する理解の促進」の「⑤精神障がいについての理解促進」の中に、ピアサポーターの活動について文言を加えています。こちらはパブリックコメントのご意見への対応となります。

続いて、資料2の2ページの上から5番目。「⑦難病についての理解促進」を新たな項目として加えています。これは、前回の本協議会でいただいたご意見を反映したものです。

資料2の3ページ。素案では21ページです。「1-（3）障がい福祉

施策の周知、啓発活動の推進」です。具体的な取り組みに、「③地域に対する広報・啓発活動」を加えています。こちらについては、地域共生社会を実現するための地域への理解啓発に関する部分を新たに記載しています。

資料2のページ。素案の24ページ「2-（3）行政等における合理的配慮の充実」です。この「①職員等への啓発・資質の向上」に、研修を通じて障がい当事者と直接交流するといったところを新たに追加しています。こちらはパブリックコメントのご意見についての対応となります。

資料2の5ページです。素案の26ページ「2-1利用者本位の地域生活支援」の現状と課題に、障がい者の強みの視点の文言を新たに加えています。

続いて、同ページの3番目の項目です。素案の27ページ「1-（2）障がい特性に応じた相談・支援体制の充実」の「①相談支援事業の充実」。この中に、相談窓口の認知度を図っていくために相談支援事業所の周知に努めるという文言を加えています。こちらもパブリックコメントの意見の対応です。

資料2の7ページをご覧ください。素案の29ページ「1-（3）生活を支援する障害福祉サービスなどの充実」、「①障害福祉サービスなどの円滑な提供」に記載されている、「熊本市立地適性化計画」。これについてわかりにくいというご指摘がありましたので、文言の修正を行っています。

続いて同ページ、素案の33ページ「2-（1）ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実」。この具体的な取り組みに「②就学進学における支援」を新たに加えています。移行支援シートや相談支援体制の充実による新たな段階への移行支援について今回新たに記載を行っています。

続いて、資料2の11ページ。「4-（1）雇用の場の確保」の「③公共機関での障がい者雇用の促進」に、障がい者対象の採用試験について、精神及び知的障がいのある人への受験対象の拡大の検討、そして、障がいのある人の就労についての支援や、企業への啓発及び理解促進を新たに記載しています。また、パブリックコメントの意見を反映し、“働きやすく長く働き続けることのできる”という文言修正を行っています。

続いて、同項目の「④障がい者の能力や特性に応じた仕事の創出」。ここに、特別支援学校の教諭と企業との意見交換会、企業と障がい者の新

たな出会いの場の創出の検討について加えています。

資料2の12ページ。「4－(3)福祉的就労への支援」の「④福祉と農業の連携と検討」。農福連携の体制構築などの検討を新たに加えています。

同ページの表の上から2番目。素案の47ページ「⑤スポーツ、文化芸術活動に対する支援」。この現状と課題に、本市で開催されるスポーツイベントや障がい者スポーツを通じての相互理解と交流の促進、そして地域で活動する団体との連携について文言を加えています。

資料2の13ページ。素案の50ページ「①安心安全なまちづくり」の現状と課題に、熊本地震の経験を踏まえた内容、地域との連携協力について追加しています。

資料2の14ページ。素案の51ページ「1－(1)防災体制の推進」です。具体的な取り組みの「①地域における避難支援体制づくり」と「②避難行動要支援者名簿及び災害時要援護者避難支援制度による支援体制の構築」。この中に熊本地震を踏まえた経験を整理しています。

資料2の同ページ、素案の53ページ「⑦災害時の生活再建に向けた支援」について新たな項目として追記しています。

前回の会議からの変更点は以上となります。

続いて、パブリックコメントの結果について報告します。

資料3をご覧ください。

12名の方から36件のご意見をいただきました。いただいた意見の内容とそれに対する熊本市の考え方、対応の内訳を2ページ目以降で一覧表にしております。対応は5種あります。対応1が意見を踏まえて素案を補足修正または追記記載したものになります。対応1についてはさきほどの説明の中に既に反映をさせております。次に、対応2については既にご意見の趣旨や考え方をプランの中に盛り込んでいるものです。対応3が、市の考え方をご説明したうえでご理解していただくもの。対応4は今後の事業の参考とさせていただくものとしています。最後に対応5がその他ということで、今回の素案に対する直接的な意見ではありませんが、ご意見として伺ったものが対応5となります。時間の関係から、全てのご意見の紹介はできませんので、本日ご出席の委員から出された意見を中心に抜粋して説明いたします。

では資料3の2ページをご覧ください。3番の「障がい者サポーター制度による理解啓発」です。ご意見を要約しますと、障がい者サポーター制度における今後の熊本市の意気込みを示して欲しいといったご意見です。それについてはプランに記載の通り、これまで実施してきた障が

い者サポーター制度、こちらを中心として今後も力を入れていくと共に、近年実施をしております地域や企業などに出向いての出前講座、そういったものを行いながら、関係機関と連携を図ってサポーター制度の取り組みを進めていきたいと考えております。また市役所の幹部職員を含めた職員研修にも今後力を入れていきたいと考えております。こちらについては対応2とさせていただきます。

続いて資料3の4ページをご覧ください。10番の「ヘルプマークやヘルプカードの普及」についてです。意見の概要は、ヘルプマークの周知方法そしてその他のマークの掲載の検討をして欲しい。また、ヘルプカードの配布場所等もプランに掲載をして欲しいといったご意見です。ヘルプマークをはじめとした各種マークについては、これまでも市の広報媒体やイベントなどで周知を図ってきています。ヘルプカードの配布場所等についても、素案に記載している通り、今後も周知普及について努めさせていただくといった回答を記載しております。こちらについては対応3ということでご理解をお願いしたいとしています。

続きまして6ページをご覧ください。17番の「グループホームの利用促進」についてです。これは施設等から地域生活に移行していく際には、グループホーム等の施設整備といったハード面の充実、これが大事であるけれども、それと同じくイメージのような近隣の方たちとのお互いの信頼感の構築及び養成といったソフト面の対策が不可欠である。最終ですけれども地域住民との良好な関係づくりに努めるとの文言を追記して欲しいのご意見、ご要望をいただいております。市の考えとしましては、要約しますと地域住民との関係については大変デリケートな問題だと捉えております。それなりに行政の介入の仕方ということも十分に考えていかななくてはいけないんですけれども、行政としましては引き続き、より良好な地域住民との関係づくりのための障がいへの理解促進等に努めていくということで、こういう問題を少しでも解決していけたらという考えでございます。以上です。

続いて、資料の8ページ。20番「民生委員・児童委員」についてのご意見です。要約しますと、民生委員との連携だけでなく、庁内自治会等への理解啓発や連携についても加えてほしいといったご意見になるかと思っております。この件に関しては、素案に記載の通り、障がい者相談支援センターと地域の関係機関や福祉関係者とのネットワークの構築や、理解促進に関する取り組みを今後進めていくことにしており、この地域の関係機関の中に自治会も含んでいるということで、対応2と回答しています。

資料の9ページをご覧ください。24番の「市ホームページ等における情報の充実」です。素案の31ページ「1-(6) 情報提供の充実」の「②市ホームページ等における情報の充実」です。ご意見の内容としては、せつかくSNS等の新たな情報提供手段への対応を進めるべきであるのならば、肝心のインフラについても充実体制をつくらないと市民の情報伝達に広がりにくいのではないかとこのところでは。項目の最後に、希望荘やウェルパルクまもとなど市の施設のWi-Fi化を積極的に進めると一文加えて欲しいとの要望です。

この件については、確かに今、街中でフリーのWi-Fiの設備があり、利用者の利便性の向上に一役買ってございます。現在、本市においても特に災害等が発生した場合、そういった緊急的な情報入手の為に、避難所を中心に熊本県が提供しているフリーWi-Fiはあり、設置をしているところです。その他の施設については、セキュリティリスク等、諸事情がありますので個別の施設の諸事情に応じた取り組みとさせていただきます。本市では、マイクロソフト社と業務提携し、ITの先進的な業務の活用に取り組んでいるところですので、ご意見の件についても、きちんと対応しなければならないと感じております。

続いて、資料の10ページをご覧ください。26番の「2障がい児支援の充実」と「3保健と医療サービスの適切な提供」です。ご意見の概要は、再開される市民病院が医療的に重度な障がい児に対する医療福祉サービスを担うこと、そして関連機関の連携の核となることを加えて欲しいというご意見です。市民病院から回答をいただいているので、事務局から回答させていただくと、素案に記載がある通り、市民病院についてはリハビリテーションや医療型短期入所の整備により体制を充実させるとともに、保健福祉の関係機関と連携しながら医療的ケアが必要な障がい児の地域生活を引き続き支援していくといった回答になっています。対応は2とさせていただきます。

続いて、資料3の13ページ。34番「防災対策の推進（災害時の支援体制の充実）」です。支援者の支援の充実を加えて欲しいというご意見です。この件については、市民・地域・行政が協力した支援体制を強化する必要があることから、素案に記載の通り地域における避難支援体制の構築や、福祉子ども避難所の整備を進めており、これらの取り組みが、支援者の負担軽減につながるという回答をしております。対応は2としています。

パブリックコメントの結果については、本来であれば全てのご意見を

	<p>紹介すべきところですが、そのほかのご意見については、資料をもって代えさせていただきます。パブリックコメントの結果は、3月中旬に公表を行う予定です。</p> <p>今後のスケジュールですが、本日の会議での審議を経て、現在開催中の市議会での報告を予定しています。3月中には、障がい者生活プランの決定を目指しています。</p> <p>策定後は、平成31年度の障害者施策推進協議会でプランの進捗状況の報告、検証を行い、効果的な推進を図っていくこととしています。</p>
相藤会長	<p>ありがとうございました。既にご意見を出された方もおられるかと思いますが、今の説明に関してご意見がありましたらお願いします。</p> <p>事務局から説明がありましたように、本計画は、3月中に決定したいという意向です。この点を踏まえて、ご意見がありましたらこの場にてお願いします。</p>
宮田委員	<p>新旧対照表を使って、4つほど意見を述べたいと思います。順番でいきますと、5、6ページにかけて相談支援について詳細な方針を立てていただいて期待するところですが、私も相談支援事業所をやっている関係で、この1、2年、特に社会資源が不足していて非常に苦慮しております。一気に社会資源が増えるということはちょっとなかなか考えにくい部分がありますので、そこで私たちのささやかな経験から申し上げますと、すでにあるたくさん社会資源をどう繋いでいくかという連携の体制。これが実際に相談支援事業所と、例えばA型、B型の事業所さん、それからヘルパーの事業所さんとの関係で言いますと、ほぼ連絡調整のみで終わらざるを得ないんです。そうなる最大の理由は、給付が少ないので動けないです。しかし、実態でいうと相談支援というのは非常に要になります。なぜかという、利用者本人のニーズを代弁するという機能だからです。それをサービスに繋いでいくというコーディネーションの機能もありますが、ニーズの代弁というところを実際のサービスに現実化していく点では、非常に重要な役目であるにもかかわらず非常に給付費が低いと、言ってしまうと書類や代書屋だけで終わってしまっているとなると、せっかくの相談支援事業所の役割が果たせないかなと思います。これは計画相談にかかわったところだけですので、もうひとつの委託型や高齢になった方については地域包括支援センターもありますので、そのあたりの有効な使い方をもう少し掘り下げていくことをすべきではないかなと。プランの中に盛り込む必要はございませんけれども、具体的なそういうぼかし方という点では連携とかネットワークとかいう点をもう一度盛り込んでいただければと思います。それから、11</p>

ページ目の企業の啓発、これまで中小企業家同友会には11ページの2段目のところありますように、特別支援学校の先生方との意見交換をこの5年間、かなり充実した内容でやってきました。そういう意味では私たちがたくさん経験していますが、ぜひこの流れを商工会議所や青年会議所、ロータリー、ライオンズその他たくさんございますので、そういったところにもぜひ広げていただきたいのと、やっぱり事業者大小ありますし、業種別ではいろいろな繋がりもありますので、その辺の垣根を超えたところで熊本市の方から呼びかけをしていただいて、地域振興と併せて障がい者の雇用というものについての議論の場、または情報交換の場を設けて欲しいなと思います。

もうひとつ最後に簡単に言いますと、セルフプランの話ですけれども、現実的に手が足りないということでセルフプランをお願いした方がひとり、ふたりとか。私が100件持っています。それはやむにやまねずセルフプランでお願いしているということもあるので、逆に言いますと自分のニーズを自分でということは、既に以前はやっていた訳ですから、そのセルフプランの可能性について、その形式とか可能性についてはきちんと盛り込んでいく必要はあるのかなと思います。セルフプランについての全国的な論議、あるいは地域的な論議というのはこれまでされてこなかったんじゃないかと思います。ニーズを即、サービスに結び付けるという意味ではセルフ的なものが有利な場合もありますので、その辺の研究をして欲しいと思います。最後に12ページの1段目に農福連携の話が書いてあります。2007年から私も農林水産省の関係者の方と農福連携のことについては実態調査などにも参加してやってきて、自治体にこうやって政策がおりてきたということは、感慨深いものが一部であるのですけれども、担当課が農業だけのところになっていますが、実はもうちょっと障がいの部署も農福連携については興味を持っていただきたいなと。都市部にいるとわかりませんが、熊本市は今や植木と河内と富合、城南、これは熊本県でも指折りの農産地帯なんです。熊本市が最も農業生産額も高いですし、中山間地も含まれておりますので、そういったところとどう障がい者を組んでいくかということは、農業部門の部署だけでなく障がいと、もっともっと掘り下げていくべきだと思います。JAさんが非常に大きな集荷選別施設を作られました。先日見に行きましたけれども、たくさんの仕事があります。今、熊本市内のある事業所さんが試験的にやっておられますけれども、成績も良いようですので、JAは今後、障がい者も含めたこれまで労働力としては起用してなかったような滞留している労働力について関

	<p>心を非常に持っていますので、そのあたりを含めると単に農産関係の部署、障がい関係の部署だけでなく産業振興も含めたところで意思統一をきちっとしていただく必要があるのかなと思います。そのあたり、実際に動かすところで検討を深めていただければと思います。以上4つです。</p>
相藤会長	<p>どちらかというと、ご要望という形でのご意見だったと思います。今のご意見について、事務局でお答えできることがありますか。</p>
障がい保健福祉課長	<p>ご意見ありがとうございます。まずは相談支援の連携の部分ですが、ここは私どもも非常に重要な部分であると認識をしております、プランの中にも少し記載させていただいているのですが、地域の中の連携をいかに作っていくべきかということで、まだモデルケースではございますが、地域支援員を中央区の1ヶ所の相談支援事業所に配置して、その支援員が地域の連携の在り方を模索しているということをやっております、この形を近いうちに市内全域的に広めていながら、有機的な連携を生み出していきたいと考えているところでございます。</p> <p>続きまして、中小企業家同友会だけでなく他の方面にも呼びかけようというご意見だったかと思いますが、それに関しましても先日、人口減少に関する特別委員会も熊本市でありましたけれども、その中で明らかに熊本市の出生率が下回っておりますので、そこを放っておいたら自然に人口がどうしても減ってしまいます。だからそこは社会的なところで対策をとる必要があると思っておりますので、そういった意味では職の開拓というのは非常に大事なことだと思っておりますので、何が出来るかというのはここでお約束はできませんが、いろんな団体さんへの呼びかけというのは、関係課と対応を考えさせていただきたいと考えております。</p> <p>セルフプランにつきましては今、相談支援事業所の現状等々を考えますと、セルフプランが熊本市においても必要ではないかと考えておまして、どういった形で導入していくことがいいのかと、利用者の方、私たち行政、それから相談支援事業所に不安を与えないとはどうあるべきかと今、中身を検討させていただいておりますので、固まりましたらまた皆さんの方にご報告をさせていただきたいと思っております。</p> <p>最後に農福連携の件でございますが、今熊本県においてもこの農福連携、JA含めて力を入れていらっしゃるところであり、その呼びかけに応じまして私どもも共に動くところです。また、今後につきましては宮田委員のご意見を随所に伺いながらやっていけたらと思いますので、皆様方のご協力をどうぞよろしくお願い致します。</p>

相藤会長	地域支援員は具体的に今どのようなことをされているのでしょうか。
事務局	<p>今、障がい者相談支援センターが市内に9ヶ所ございまして、その中の1ヶ所、中央区2圏域のウィズで委託相談支援事業所の中に地域支援員とを1人配置しております。その方の役割としては、各地域の関係機関、例えば「ささえりあ」でしたり、民生委員さん、そういった地域にいらっしゃる関係機関と障がい者の相談支援の機関との連携を、ネットワークの構築をするような役割をどんどん模索していただいております。それ以外にも地域の住民の方への理解啓発でしたり、その辺を積極的にしていただいております、まずは1圏域モデルとして実施しています。将来的には全市的にそれを広げていけたらということで今進めているところでございます。</p>
相藤会長	ありがとうございます。他にはありませんか。
中山委員	<p>前回の会議でお願いしたことをほとんど網羅していただいております。2つお尋ねをしたいと思います。</p> <p>平成30年3月の国の会議で、障害者総合支援法対象疾患の見直しについて資料が出ていました。素案の40ページ「3-(3)-②難病患者等に対する障害福祉サービス等の利用支援」です。国の会議資料によると、対象疾病の周知として難病患者が必要なサービスの利用に向けて申請を行っていただく為には「難病患者ご本人に対して身近な医療機関や相談機関に従事する医師や相談員等により受診や相談の機会を通じて、対象となる疾病や制度について周知していただくことが重要となる」ということで、利用支援にあたり、医師から「利用を考えてみたら」とひと言アドバイスがあれば、全然違って来るかなと思っています。患者さんの気持ちとしてもお医者さんに全てを任せる方もおられて、受診対応のみで終わる場合が多々ありますので、医療機関の受診相談の中での働きかけについて、そういう点について40ページの②の中に組み込んでいただけると有難いと思っています。他のページで対応出来るのであればここでなくても良いです。</p> <p>それともう1点、高齢の障がい者の支援で、包括支援センターと連携するという言葉がありました。27の包括支援センターがあるのですが障がい者相談支援センターは9つです。その27圏域と9圏域の事業所連携をどのようにしていくのか、イメージがわからないので教えていただけたらと思ってお尋ねいたします。</p>
障がい保健	まずは最初の難病のお話ですが、その辺は医師会等と調整が必要であ

福祉課長	<p>るかと思しますので、私どもの方で預からせていただきたいと思います。また、プランの中にどう書いていくのかは少し考えさせていただきます。</p> <p>それから、2点目の相談支援センターとささえりあですが、ささえりあは中学校校区ごとに配置してあります。対象者が明らかに多いということと、地域支援が校区単位で可能ということになっています。それに対して障がい分野では、ひとつの考え方として地域リハというような概念があります。障がい分野は専門的な機関が非常に必要となりますので、校区単位では支援が困難という実情が出てまいります。では、どうあるべきかと考えた時に、熊本市においてはその最小の単位が現在の9圏域に設定してあるということです。その9圏域の中に、それぞれささえりあが入っていますので、そこは9圏域と27圏域をうまく連携させいくということにしています。</p>
相藤会長	<p>ありがとうございます。1点目の医療との連携については、事務局にお任せするというところでよろしいでしょうか。2点目のご質問については、今の説明でよろしいでしょうか。</p>
障がい保健福祉課長	<p>障がい者相談支援センターとささえりあがどのように連携していくかということを考えているのが、先ほどお話した地域支援員です。現在は、モデル地域に1ヶ所だけの配置ですので、将来的には全市域に広げていきたいと考えています。</p>
相藤会長	<p>地域包括についても、今色々模索されていますので検討されていくと思います。他には何かございませんでしょうか。</p>
西委員	<p>私からは1つのお願いと1つの意見を言わせていただきます。素案の19ページの「⑥発達障がいについての理解促進」で小学校や中学校における正しい知識の促進に努めますとあります。発達障がいですが、大変クローズアップされておりますけれども、やはり理解促進のためには知的も入れていただけたらと思いますので、知的・発達障がいという文言に変えていただけたらと思っております。私どもでも、知的や発達障がいの方がどのような思いでいるのか、どんなところが難しいのかということをご一般の小・中学生にも知っていただくためのワークショップを続けておりますので、その辺で知的、発達といった感じで入れていただけたら有難いと思います。さきほど、宮田委員からセルフプランの話が出ました。精神障がいの方、身体障がいの方々にはセルフプランというのはとてもいいお話かなと思いますが、知的障がいの場合はセルフプランというのは難しいところがあります。親御さんがしっかりとお子さんのことをご覧になって、自分の子供はこうだからというふうにお伝え出</p>

	<p>来る方も沢山いらっしゃいますけれども、中には傍からあるいは相談員から見ると、もしかしたらこの子はもうちょっとこういうところを伸ばす方がいいんじゃないか、というふうに思われるところもあったりします。セルフプランを実用化する場合は、特に知的障がいの場合の活用方法を少し考えながら実現に向けて行っていただけたらと思っております。以上です。</p>
宮田委員	<p>セルフケアプランについては相談支援事業所が手一杯だからセルフケアプランに任せるといのもなきにしもあらずなのですが、私が言いたかったのはセルフケアプランというのが、ご本人のニーズに最も則した形で書ける可能性が高いということです。しかし実際にはそんなに簡単に出来ませんから、NPO や相談支援事業所のサポートが必要です。そういったネットワークの中で、自分で書くという主体性を尊重したセルフケアプランの提案であるをご理解ください。</p>
障がい保健福祉課長	<p>最初のご要望は教育委員会と検討させていただきたいと思っております。セルフプランにつきましてはご心配な部分が多々あるかと思っておりますが、まず私どもの方は、利用されている事業について着目しながら、比較的手間のかからないプランから着手していったらどうかと考えています。決して押し付けではなく、必ず同意を求めながらやって参りたいと思っております。なおかつ同意をいただいた方については、どうカバーをしていくか、どうバックアップしていくかをきちんと考えなければいけないと思っております。そういった部分も含めてセルフプランについては研究をしているところでございますので、ご意見をいただきながら進めさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひ致します。</p>
相藤会長	<p>知的障がいを入れるかどうかは教育委員会に相談をしてということですね。よろしいでしょうか？他には何かございませんか？</p>
松村委員	<p>中山委員からもありましたが、前回の会議の中で、意見を出させていただいたものを今回の案にかなり反映していただいたことはとても嬉しく思っております。まずは感謝申し上げます。その中で私からも1つ確認と1つお願いをできればと思っております。まず、最初の素案からここに至るまで、市長の方から障がいのある市民に寄り添ったプランにきなさいと指示があり、名前も「生活」が加わり、項目にもそのような意見が反映されていると理解しております。1週間前の障がい者自立支援協議会のなかでもそういった説明がありまして、その際にも全庁連携をいかに進めていくのかとういのが大きな課題だとお話がありました。</p> <p>これは全庁、局長以下みなさんの肝に銘じておられると話もされました。大西市長がやはりその辺を強く、今回のプランを位置付けておられ</p>

	<p>るとというのがよくわかりました。そこで、全庁あげて連携して取り組むというまさに市長がその意を抱いたものを、どこか文言として反映させることはできないでしょうか。わざわざ生活プランと位置付けて謳われてもう5年間、2期目の大西市長がされるということが、折角のこのプランを見直す絶好の機会となるのではと思います。ぜひ、全庁を挙げて取り組むという主旨がきっちり市民に届くように、何かそういう表現が記載できればというお願いでございます。</p> <p>それとお願いの部分ですけど、その考え方を踏襲しますと早速4月から順調にいけばこのプランが合意ということになります。今回新たに追加した連携の中でまちづくりセンターとか、地域包括支援センターや医療機関などの他部署と連携をしていくということについて、ぜひ障がい保健福祉課の方から連携の働きかけを具体的にさせていただければと思います。全ての項目で障がい保健福祉課が主導的に取り組んで下さいということではなく、繋ぎをしていただくだけでも随分違いが出てくるかと思えます。「今回、あそこのまちづくりセンターで、こういう集まりがあるらしいですよ」「障がい者団体の方、行ってみませんか、私の方からも一言言っておきますよ」とそれだけでも全然違うと思えます。そういう具体的な働きかけを福祉の部局から発信していただきたい。「検討します」とか「考えておきます」とか「こう思います」ということではなく、これまでいろんな委員の皆様からありましたように、実際に動く、具体的に何かが動いていくということを積み重ねていただければと思っております。ぜひご検討いただければと思います。</p>
障がい保健福祉課	<p>最初のご意見に対しては、プラン冒頭の市長の挨拶の中で今おっしゃったような言葉を盛り込めないかということは考えさせていただきたいなと思っております。それから、庁内の連携についてご意見をいただきましたが、今まで私どもの動きと致しまして、障がいのことは障がい、高齢のことは高齢、交通のことは交通、熊本城は熊本城の部門が受け持つというお互いの暗黙の了解があったわけですが、今回市長が2期目に就任した時にも、それは認められないということで、関係部署はみんなきちんと考えながらやっていくようにという指示が出ております。もちろんこの障がい者生活プランにつきましても全庁的にご協力をいただきながら作っていただきましたが、その反面いろんな計画についても我々は積極的な関わりを持っているところであり、あらゆる部門が関係するところはそれぞれが積極的な取り組みを進めているところでございます。おそらくこれから先は、それが熊本市にとっては当たり前の姿になってくるのではないのかなと考えております。我々も人まかせではなく、ま</p>

	<p>ずは自分から必要なところを示させていただきたいと思っております。よろしくお願ひ致します。</p>
相藤会長	<p>全庁あげて取り組むという市長の発言に関して、私も趣旨のところ一言でもいいから盛り込めないかなと感じました。これまでの熊本市障がい者プランが30年度で終了し、急に障がい者生活プランというのが出てきておりますので、「生活」が入った意味を掲載することで、生活者の視点を置くプランになっているということが分かると思っておりますので、そちらの方のご検討をよろしくお願ひいたします。他には何かございませんでしょうか？</p>
中山委員	<p>このプランと重なるかどうか別の話として、最近は刑務所が、受刑者を外に出すという作業をやっていて、出所後の再犯防止ということを強く言っておられるんですね。刑務官の人達と交流すると「だいたい3分の1くらいの方が発達障がいとか知的障がいをお持ちですもんね」と言われます。今その人たちが保釈されたり、刑が軽減されると、満期まで保護司さん達に対応することになりますので、障がいについて勉強したいと言われます。協力事業主さん達も障がい特性を知らないと、もしもの時に対応できないため、どこに相談したらいいんだろうか、講師を呼んだらいいんだろうか…僕はとっさにみなわの名前を挙げたんですけども、このように更生保護関係者からもそういう勉強をしたい、もしくはそういう相談をどこにしたらいいかと、かなりの年配の支援者も居られます。更生保護関係の方は熱い視線を送っておりますので、そういう変化球が来た場合はどのようにしたらいいか、よろしくお願ひします。</p>
障がい保健福祉課長	<p>お尋ねのようなケースに関しましては出前講座などの研修をきちんとさせていただきたいと思っております。我々に担えない場合にはいろんな関係部署の方にご協力をいただきやっていきたいと思っておりますので、まずは私どもの方に投げかけていただくとうよろしいかと思っております。それから我々に出来るのか出来ないのか、誰だったら出来るのか考えさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。</p>
松村委員	<p>中山委員から話がありましたので、私もそれに関して追加させていただきます。今、刑務所の方から出た後の再犯の防止とか、更生をというお話でしたが、逆に警察学校などでこれから警官になっていく際にいろんな研修を受けられる時にも同じような観点で、疾病その他障がいに対する知識を身に付けていただく機会を持てたらいいと思っております。そういう方々が最寄りの交番のお巡りさんになっているのではと思っておりますので。最初の段階だけでなく、そういう方々がキャリアを積まれてきていろいろな立場で、様々な警察のお仕事をされる中で、特性に配慮した対応を</p>

	<p>していただきたいのです。特に知的障がいや発達障がいの方々、いわゆる供述の際に弱者といわれるような人たちが強い言葉で、誘導とか強制とかという中で事実でないことが話として進んでいってしまっていて、本人にとって不利な状況になる場合もあるといいます。特性に関してもちゃんと分かったうえでの対応を警察・検察その他にお願いしたいと思っております。こうした機関から研修・実習の要請がありましたら積極的に協力していくということではなく、もう一步踏み越えて、障がいのある人たちも何か伝えたいという思いもあるからちょっと話を聞いてもらえないですかとか、そう伝えていただけるだけでもいいですよ。それを警察にしなさいとか、保護者の方で何とかしなさいとかそういうことまでは望みませんので、何か繋いでいただいて「話を聞いてみませんか」というような繋ぎをしていただきたい。それこそがおそらく大西市長が望まれていることになるでしょうし、再三私が申し上げている庁内の横串を差すという具体的な行動になるのではなかろうかと思っておりますので、なかなか難しいところだとは思いますが、大胆に取り組んでいただければと思っております。何卒よろしくお願い致します。</p>
障がい保健福祉課長	<p>前の中山委員の質問と今の松村委員の話を含めまして、おっしゃることはよくわかります。今まで出前講座とかいろんなことを言って参りましたが、そこに対するPR先は市民でした。市民の皆様に対して出前講座をやっていますよという話はよくさせていただきました。ただ、おっしゃるとおり行政機関などに対する周知は今まで確かにやっておりませんでしたので、広く周知を図っていただけたらと思っております。どうぞよろしくお願い致します。</p>
相藤会長	<p>話は全く違いますが、「講師はこういう方がいます」というように、まずは講師ができる方たちを障がい保健福祉課で人材バンクとして、名前を挙げておいて、研修依頼があった時には、まずそちらの関係の人に相談していただくよう繋いだらどうでしょうか。相談が来たから行政の方が相手しなくてはいけないとかではなく、法律の問題とかいろいろあると思いますけれども、ある程度それに関わっている人達は可能かと思っておりますので、行政だけで担わずどんどん人材を発掘していただいて、ご紹介いただくならばどうだろうかというひとつの提案です。ご検討いただきたいと思っております。</p>
障がい保健福祉課長	<p>力強いお話ありがとうございました。その辺も含めましてどうしていくかと考えさせていただきたいと思っております。大変ありがとうございました。</p>
宮田委員	<p>障がい者生活プランというのは、今の障害者総合支援法のサービスを</p>

使うということに限定したプランですよね。障がい者全体、法律で決められた市のサービスを使うにあたってということなのですが、大前提の部分で2つ、今、中山委員と松村委員の方からあがった話ですけれども、この生活プランで実際に生活改善をしていく人達の中で、中間見直しがあったので現プランの10年間の間に、精神の方のサービス利用や生活改善に関わってくる割合というのが圧倒的に増えたと思います。それは制度がこれだけ充実してきたということだと思うのですが、とりわけ相談支援については熊本市の資料にもありますように、圧倒的に数が多いです。松村委員のお話と繋がっていると僕は思うのですが、私たちの家族の場合、ベースになるものや現在の症状について言いますと、発達障がいと分類されている症状と非常に親近性があるんです。そういう意味では私の所と松村委員のところとあるいは中山委員の所を含めると同じ分野の違う団体なのですが、そこが持っているニーズというのは症状的なものや行動的なものでいうと非常に似ていると感じます。今後10年間、全体も増えていくと思います。増えていく理由は自然増なのか何らかの理由によるものなのかというのがありますけれども、ひとつ決定的なのは私たちの家族や障がい者の方がこういった生活プランや法律、デイサービスの利用の仕方についてどういうふうに使ったらいいかということを学んでいくから増えるんです。それは社会増と言ってもいいんですけれども、今後連携してネットワークをどんどん広げていくことにより、いわゆる隠れたニーズの掘り起こしができていくんですよね。そうなった時にこのプランがしっかりそれを支えていけるようにすることが、必要なかなと思います。それとやはり10年といたしますと、もうひとつ問題があるんです。要するに私達のようなサービスを提供する人間の不足です。圧倒的に不足です。絶対これ以上増えません。そうすると徐々に増えてくるのは外国人労働者です。今年の12月にあのような法律が決まっておりますし、続々と入ってきております。私も今、ベトナムとインドネシアの方に主に建設業と農業関係で関わっておりますけれども、驚くように増えています。以前、介護労働に外国人をとということでいっぱい入って来たことがあって、コミュニケーションが必要な労働は外国人の方にはそぐわないということで、いったん下火になりましたよね。でも今はそういった社会の状況じゃないじゃないですか。一方、一昨年フランス人のインターシップの子をグループホームに3ヶ月間受け入れたんです。彼女は母国でいわゆる精神保健福祉士のような仕事をしていて病院や施設での経験もありました。うちのグループホームのほとんど精神・発達障がいの方で占められていますので、もともとコ

	<p>コミュニケーションがとっても不得意な方が多いんです。そういった所に外国人の彼女が入ってきましたら、私達が支援するよりも効果あるんですよ。お互いがコミュニケーションを一生懸命とろうとして、努力をして盛り上がるものですから、3ヶ月経った後、それまでろくに会話もしていなかった2人の青年が顔を上げるようになり、変わってきました。コミュニケーションや他者との関係をとりにくい方というのは非常に沢山いて、苦しんでいるというような社会的なものがあり、私たちが提供するサービス利用が徐々に増えていくということ、2つ全然別の側面ですけれども、必ず10年後には大きな問題になります。そうした時にこのプランの中に入っていないのでどう対応するかというのは、市の担当者も相当苦労されることになると思いますので、そういう論議を今から起こしていく必要があると思います。</p>
<p>相藤会長</p>	<p>ありがとうございました。これは今後、プランがまた変わっていく可能性もあるかと思えますけれども、私達もそれを見守っていく、そして良い方に導いていくということで進捗状況を見ていく必要があると思えました。よろしいでしょうか？</p> <p>時間の都合もございますので、ご提案をいただきましたものについて事務局で検討させていただきます。3月31日までに決定をするということで進めておられるようですので、文言の変わったところは会長の方で確認させていただいて、進めて行くということでみなさんのご了承をいただいでよろしいでしょうか？</p> <p>ありがとうございます。それでは、議事1はこれで終了させていただきたいと思えます。続いて議事2の「大規模災害発生時のこども避難所の設置」について事務局からお願い致します。</p>
<p>事務局</p>	<p><b>議事（2）大規模災害発生時の「福祉子ども避難所」の設置について</b></p> <p>資料4をご覧ください。熊本地震において障がいのある児童等のいるご家庭が指定避難所に行くことができなかった等の事例を踏まえたものでございまして、市内にある特別支援学校6校を、6校のうち5校と協定を締結し市立の1校については指定を行ったところでございます。今後市内で大規模災害が発生した際には、必要に応じ福祉子ども避難所を設置するということにしております。まず、最初に福祉子ども避難所を開設する災害でございしますが、②に書いてありますが、熊本市内で災害救助法が適用される大規模な災害が発生した場合に設置します。災害救助法適用につきましては一定以上の被害に応じ知事の判断で市町村単位に行われます。一定の被害というのは、市の人口規模に応じた被害の目安がございまして、それに達するような状況であれば適用ということに</p>

	<p>なります。そのようなことですので、例えば大雨等の警報や台風接近などで開設するような避難所ではございません。次に、熊本市内で震度 6 以上、熊本地震の影響で当面 5 強以上としておりますけれども、こういった地震が発生した場合は災害救助法の適用有無に関わらず開設するというにしております、基本的には、震度 5 強以上であれば災害救助法は後日適用になるということですのでけれども、適用の有無に関わらず開設致します。しかしながら、利用する施設の安全性の確認後ということでございます。</p> <p>続きまして、受け入れ対象者の避難行動ですが、受け入れ対象者は障がい児等とその家族としておりまして、特別支援学校の生徒とその家族、および未就学の障がい児とその家族となります。家族が指定避難所等への避難が困難と判断する場合となっております。開設した場合は市の広報を行いますので、その際は自宅等から直接避難が可能ですとしております。直接避難に際しましては、普段通っていらっしゃる支援学校以外であっても可能でございます。その他の障がい児等とその家族は、地域の小中学校に通われている障がいのある生徒さんにつきましては、普段行き慣れている学校ということですので、まず指定避難所への避難をお願いしたいと思います。例えば卒業されて間もない大人の方につきましても基本、指定避難所への避難をお願いし、その中で市が必要性を判断した場合は、福祉子ども避難所への避難を行っていただくということにしております。指定避難所について大きく改善されますのでご紹介させていただきたいと思っております。熊本地震の際はスペース等も確保出来ず、あるいは教室の開放もなかったということですので、今後は要配慮者のスペースの確保に努めるとしております。合理的配慮も徹底することにしておりますので指定避難所についても、ずいぶん変わるということでご認識いただきたいと思います。続きまして福祉子ども避難所を開設する市内特別支援学校につきましては記載の 6 校でございます。この福祉子ども避難所につきましては市職員 3 名の配置を決めており、支援学校の先生方と共に避難者の支援を行うこととしております。定期的な訓練を行うとともに、広く皆様に広報周知をして参りたいと考えております。説明は以上です。</p>
相藤会長	事務局の説明について、ご質問等がありましたらお願いいたします。
日隈委員	この福祉子ども避難所というのは地域の方々が避難することは出来ないという形になる訳ですね？
事務局	そうです。直接避難できる方というのを決めておりますので、該当される方は直接避難されても構わないですけれども、それ以外の方は基本

	<p>的には指定避難所ということになります。</p>
相藤会長	<p>家族はいいということですので、認められればということです。例えば、兄弟で障がいの方がいらっしゃって、お兄ちゃん、お姉ちゃんは障がいじゃないけれどもご両親が一緒に行かれる時には一緒にとということで理解してもいいんですか？</p>
事務局	<p>はい、障がいのある方だけではございませんが、一緒に来ていただいて子どもさんのお世話等も保護者の方にお問い合わせすることと致しております。</p>
相藤会長	<p>今のご質問はよろしいですね？一般は指定避難所ということで。</p>
一門委員	<p>福祉子ども避難所は、子どもでないと使えないのか、卒業生とかその学校の近くの障がいのある大人の方たちは除外されるのか？その辺をお願い致します。もう1点、市内の特別支援学校がみなさん協力していただくのですが、北区にはこれがないですね。これに代わる北区の施設、機関が想定されるのかその2点をお願い致します。</p>
事務局	<p>まず最初の受け入れの対象の方につきましては、大人の方例えば卒業された方につきましては、まず地域の小中学校の指定避難所に行ってください。各区の保健師が巡回し、その必要性を判断します。どうしても指定避難所が厳しいなという判断であれば市の判断で福祉子ども避難所へどうぞというご案内を致します。直接避難ができるということではございません。</p>
一門委員	<p>障がいの重い方は、卒業生でも慣れた学校の方に行くのが一番安心なのかなと…。</p>
事務局	<p>そうですね。どうしても指定避難所に行くことが難しいということであればご相談いただいて、こちらで直接対応させていただきたいと思えます。</p> <p>あと1点、北区には今のところ特別支援学校がございませんので北区に一番近い熊大附属の特別支援学校を一番近い場所として考えています。特別支援学校は今ございませんが、今後地域の小中学校にある学級、そういったところに設置出来ないかとか、検討段階ではございますけれども、施設を福祉子ども避難所として開設できないかということは、今考えております。まだ協議中でございます。</p>
相藤会長	<p>防災計画のところで、卒業生も受け入れますというようなことも言われていたみたいですので、そこは現在通ってらっしゃる子どもさんと、そこを卒業されてもということだと思えます。</p>
事務局	<p>もともと社会福祉施設と福祉避難所の協定を結んでおりますので、できるだけ大人の方は福祉避難所の方にご紹介させていただきたいと考え</p>

	ております。どうしても福祉子ども避難所がいいという方には対応できるようにとも考えております。
相藤会長	最終的に福祉避難所で難しい方とか、子どもが利用するにはみんなと一緒にでは難しいので車中泊をしたという方たちの要望として出たのと、特別支援学校の先生たちから「うちの学校があるのに何も自分たちは協力出来なかったので、支援学校も避難所として受け入れていいよ」という話も出たこともあって、福祉子ども避難所は新たに設けられたんだと理解しておりますが、そういうことでよろしいでしょうか？ですから、大人の方たちがそこで難しい場合は、相談をいただくならばそこで適当かどうかを判断し、その受け入れも考えているということなのですね。
松村委員	<p>福祉子ども避難所については本当に、再三ご協力させていただいてこういう形になったということはとてもありがたいと思っております。その中でまず1つ、避難訓練を繰り返し行い、本人や家族だけではなく、その地域や学校の先生方、あるいは消防とか救急とかそういう方も含めて色々なノウハウを蓄積していただきたいという願いは、いろんなお話の中で伝えて来たと思っております。熊本はおそらく毎年4月は何らかのことをやるのではないかと、個人的にはそうなるのではないかと考えております。特に今回この6校と協定を結んだ初めての4月を迎えるわけですから、当然それぞれで避難訓練があつて然るべきかなと思っております。そのあたりのご予定が何かありましたら伺いたいです。</p> <p>それと、この取り組みというのがそれぞれの市民や当事者たちからの意見を反映していただいたという、とてもいい取り組みだと思っております。一方熊本県は熊本市以外も当然地震の被害を多く受けて来ています。その中で郡部の学校は、防災型コミュニティ・スクール事業の一環でその地域の特別支援学校を含めた公立の学校で一時避難所になるという協定を結んでおられます。あれはあくまでも福祉子ども避難所に、例えば大津支援学校がなりますというスキームではなく、他の学校も含めての協定、別のスキームとしての協定なんですよ。そこで、熊本市でこういう取り組みがあつて、特別支援学校という場所がこの福祉子ども避難所という考え方に基づいた位置づけになった、熊本市以外の自治体にそういうアイデアを活かした取り組みをしてみませんか？という働きかけをしていただきたい。良い取り組みについては自治体を越えてアドバイスをしていくという姿勢を、熊本市発でやっていただきたいと思っております。これは防災に関するとても良い取り組みだと思っておりますので、ぜひ熊本県下それぞれの自治体に伝えていただければと思います。</p>
事務局	ありがとうございます。訓練の予定でございますが4月20日に今回は

	<p>西区の県立かがやきの森支援学校で行いたいと協議を進めているところでございます。その際は、全特別支援学校にお声がけし、見に来ていただければと考えております。当然、かがやきの森支援学校の地域の自治会の方にも呼びかけたいと考えております。毎年1回は、各特別支援学校の避難訓練等がございますので、その際に他の模擬的な訓練が出来ればと考えております。他市町村へのお声かけをとのことでございますが、確かに大規模災害は、地域を越えた県内一円が被害を受けるということもございますので、委員がおっしゃるように県内全ての特別支援学校でこういった取り組みができればと私どもも考えています。その辺は県の方とも協議をさせていただきたいと考えております。以上でございます。</p>
相藤会長	<p>大規模災害発生時の福祉子ども避難所の開設について説明をしていただきました。これで終わらせていただきたいと思います。それでは、3番目の事務局の連絡をお願い致します。</p>
進行	<p>ありがとうございます。事務局からのお知らせです。当会議の委員の皆様の方の任期についてですが、平成31年3月末日となっております。本日は任期中、最後の会議となっております。今期の任期満了にあたりまして、相藤会長よりひとことお願い致します。</p>
相藤会長	<p>一応、3月末で任期が終了致します。振り返りますと、私たちの任期は第5期の障がい福祉計画、児童福祉法の法改正で第1期の障がい児福祉計画、そして今回の障がい者生活プランの策定ということで、ハードなウエイトの高い委員の役割だったかと思えます。それでも様々な意見をいただいて、充実・進歩はあっているなどの思いもいたしました。皆さんの意見が取り入れられて、このプランにも反映されているということでは、障がいのある皆さんの代弁として審議をしていただく中で、このプランが出来上がったということはこれから先、障がいのある方たちが生活していかれる中でとても良いこと、自信になるのではと思えます。これが委員としては任期が最後となりますけれども、この策定が決して終わりということではございませんのでそれに関わった私たち、さまざまな障がいのある方たちの声をさらにこのプランに反映させて、スムーズにいくように進捗状況を見守りながら、私たちの役割は終わりではないということをお願いしまして、皆様のご協力があったこと、出来ましたことを感謝申し上げます。本当にありがとうございました。お世話になりました。</p>
進行	<p>ありがとうございました。事務局を代表し障がい保健福祉課長より謝辞を申し上げます。</p>

<p>障がい保健 福祉課長</p>	<p>あらためて、大変ありがとうございました。今、相藤会長の方からございましたが、この皆さま方の任期中に、障がい福祉計画、障がい者生活プランの準備、策定事務といろんご意見をいただきました。おかげさまで障がい者プランの方も障がい者生活プランと名称を変えながら、より障がいのある皆様方の地域生活にスポットを当て、その充実を目指していくという仕上げになっております。以前のプランに比べましてもずいぶん、内容を充実させることができたのではないかなと自負をしております、このことはやはり委員の皆さま方の積極的な対話の賜物であると考えております。どうもありがとうございます。これから先は、出来たから一段落ということでは決してございません。このプランを、いかに前に進めていくか実効性があるものにしていくかということになりますので、この進捗状況については随時この場におきまして報告をさせていただきます。努力が足りないということであればご意見をどんどんいただきますながら、変更が必要な部分は計画の変更として対応させていただきたいと考えております。これから先もいかにプランが進行するかを見守っていただきながら、なおかつご意見を頂戴できたらと思っております。大変長い間ありがとうございました。</p>
<p>進行</p>	<p><b>4 閉会</b></p> <p>ご案内致しました通り、委員の皆さまの任期は平成 31 年 3 月末日となっております。来年度は委員の改正が行われますので、次期委員の方につきましては各所属団体様宛に推薦依頼を送付させていただきますのでよろしくお願い致します。</p> <p>最後にひとつお知らせです。お手元に「おとなりマルシェ」のチラシを配布させていただいております。3 月 8 日金曜日に上通のびふれす広場で開催を予定しておりますので、お近くにお越しの際は、ぜひご来場ください。</p> <p>では、これもちまして平成 30 年度 第 3 回熊本市障害者施策推進協議会を終了致します。</p> <p>長時間にわたるご審議をありがとうございました。</p>